

アルバイトの 確定申告 まるわかりガイド



アルバイトであっても、勤務状況（複数の勤務先から給与の受取）や収入額（原則103万円を超える）によっては、所得税法に基づき、確定申告が必要になる場合があります。給与所得者であっても年末調整が行われないケースでは、本来の税額と源泉徴収額との差額を精算するため、確定申告を行うことで払いすぎた税金を取り戻すための申告が必要です。

確定申告が必要なケース

ケース	内容	ポイント
年の途中で退職し、 年末調整を受けていない	源泉徴収票をもとに 自分で確定申告	所得税法第190条に基づき、精算のため確定申告。税金の還付が受けられる可能性あり
2か所以上から給与を受け取っている	片方が「乙区分」で 源泉徴収されている	所得税法第121条により、複数の源泉徴収票を合算して申告
給与所得以外の収入 (業務委託・フリマ等)がある	副収入の所得が 年間20万円超	所得税法第120条・雑所得の規定により、本業で年末調整済みでも申告必要

扶養・控除との関係（2025年改正対応）

年間給与収入の目安	状況	主な基準・変更点
約123万円以下	所得税上の 扶養・控除対象内	これまで一般的に言われていた「103万円の壁」は給与所得控除の見直して等により、実質的な控除枠が拡大し、「123万円の壁」に引き上げられた
約160万円以下	配偶者特別控除の “満額”対象収入	所得税法上の配偶者特別控除の控除額調整制度により、年収160万円までは控除が満額受けられるよう制度変更された

約130万円前後／
社会保険扶養の壁

社会保険の
扶養要件に影響

健康保険法・厚生年金保険法の扶養基準として「130万円の壁」が存在し、加えて短時間労働者制度の適用拡大が進行中

申告の準備物

- **源泉徴収票**（勤務先から必ず受け取る）
- **マイナンバーカード** または **本人確認書類**（運転免許証など、e-Tax利用時の本人確認要件）
- **控除関連書類**（生命保険料控除証明書・寄附金受領証明書など、控除適用に必要な証憑）
- **還付金受取口座情報**（本人名義の銀行口座）

申告の手順

- ① 国税庁「確定申告書等作成コーナー」または **e-Tax**（スマホ対応、国税電子申告・納税システム）に**アクセス**
- ② 画面の案内に従い、所得区分「給与所得」を選択
- ③ **源泉徴収票の内容を入力**（支払金額・源泉徴収税額など法定調書の記載項目に基づく）
- ④ **控除証明書などをもとに控除項目を入力**
- ⑤ **還付・納付金額を自動計算で確認**
- ⑥ **e-Taxで送信**（マイナンバーカード署名）または印刷して税務署へ提出

